

東京都認証保育所

保育園 夢未来

桜新町園

令和3年度改訂版

入園のご案内



〒154-0016

東京都世田谷区弦巻 3-9-9

TEL 03-6432-6345

FAX 03-6432-6346

保育方針

1. 多様な保育ニーズに応え、安心安全に預けられる保育を目指します。
2. 子どもたち一人一人の個性を尊重し長所を伸ばします。
3. 常に家庭的環境を意識し、人間形成の基礎を養う保育を目指します。
4. 豊かな感性を持ち、主体的・意欲的に生活し、自分を表現できる子どもに育てます。
5. 仲間や周りの人を大切に思い、協力し、助け合いを喜びにできる子どもに育てます。

年齢別保育計画

0歳児	<ul style="list-style-type: none">• ゆったりとした環境のもとで情緒の安定を図りながら、感覚機能を刺激して機嫌良く生活できるようにする。
1歳児	<ul style="list-style-type: none">• 保育者との安定した関係の中で、探索活動が十分にできるようにして新たなものへの興味を広げる。
2歳児	<ul style="list-style-type: none">• 保育者と一緒に友達と関わって遊ぶ。• 自分のことは自分でしようとする気持ちを育てる。
3歳児	<ul style="list-style-type: none">• 生活に必要なことがほぼ身につく。• 友達と関わって遊ぶことの楽しさを知る。• 感じたことや考えたことなどを言葉で表現できる。
4歳児	<ul style="list-style-type: none">• 身の回りのことが自分でできる。• 友達と簡単な約束を守って遊ぶことができる。• 自分の思ったことや困ったことが言える。
5歳児	<ul style="list-style-type: none">• 身の回りの始末がしっかりできる。• 思いやりの気持ちをもって仲良く遊ぶことができる。• 保育者や友達の話をよく聞き、自分の気持ちや考えを伝えることができる。• 体を使って思いっきり遊べる。

保育園夢未来 桜新町園

入園時のご案内

東京都世田谷区弦巻 3-9-9

TEL 03-6432-6345

FAX 03-6432-6346

～月極め保育のご案内～

- 1、対象 : 生後 43 日目～就学前までのお子様（東京都在住）
- 2、開園時間 : 午前 7：30～20：30
- 3、休園日 : 日曜日，祝祭日，年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）
- 4、ご契約
 - ①入園料 : ￥20,000
※ただし、一時保育登録者（同年度に一時保育登録料をお支払いの方）が、同年度に入園する場合、入園料より、お支払い済みの一時保育登録料を差し引きます。
 - ②契約時間 : 月極契約は、週 40 時間以上です。（保育コアタイム 9：30～15：30 を契約時間内に含む）週あたりの契約が 40 時間未満である場合は、月極め保育料ではなく、一時保育料金での保育となります。
※契約時間の変動は月単位で変更が可能です。（前月の 10 日までに変更届を提出して下さい）日替わりで契約時間の変動は出来ません。【例…9：00～17：00 月極め契約の方が、9：30～17：30 の利用をした場合、30 分（17：00～17：30）の延長料金が発生します。】
※週 5 契約の場合、祝日が入る週は週 4 となります。週 6 契約の場合、祝日が入る週は週 5 です。
 - ③月極め保育料 : 入所した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度中の年齢として取り扱います。年度途中で誕生日を迎えた場合にも、年齢区分はそのままです。
※契約日数及び時間数ごとの月極め保育料は別紙をご参照ください。
 - ④お支払い方法 : 原則自動振替にてお支払い頂きます。（手数料：弊社負担）
ただし、お手続きの終了次第開始となりますので、終了までは、指定の期日までにお振込みをお願い致します。この場合の手数料はご利用者様の負担とさせていただきます。（手続きは 1～2 ヶ月かかります。手続きが完了したら、お手紙でお知らせします。）

⑤ お支払い期日：前月26日振替（土日祝日の場合翌営業日）

※保育料については、保育料通知書を本部が発行致します。
（保育料通知書とは毎月の保育料を1年分記載した書面です。）
この他に、以下については別途請求書が発行致します。

○入園時

○引落の準備が完了するまでの期間

（手続き完了後は、請求書の発行は行いません。）

※但し、下記の場合は請求書が発行致します。

○契約変更の場合

○追加料金が発生した場合

※延長保育料金等の追加料金に関しましては、当月末締めで、
翌月の保育料金と合わせての請求となります。

ご利用にあたって

1. 登降園予定表について

翌月の保育時間に変更がある方は、前月25日（土日祝日の場合前営業日）までに「登降園予定表」を必ずご提出下さい。【例…予防接種でお休みをする、出張で遅くなるので延長と夕食をお願いする等】※完全不定休の方は毎月ご提出下さい。

ご提出いただいた登降園予定表に基づき、登降園の時間、給食取得の有無を園および本部で把握し、月々のご利用料金の請求に使用するほか、職員の翌月の勤務体制を決定する重要な資料となりますので、必ずご提出下さい。

※定休の振替は出来ません。【例…月～金週5日契約の方が、月曜お休みして代わりに土曜日登園する場合、契約外となりますので土曜日は追加料金が発生します。（30分500円）】（給食や保育士配置に変更が生じる為）

2. 延長保育について

延長保育料金は以下のとおりです。

(1) 計算方法

タッチパネルを基に、30分単位で計算します。

① 登園時

契約時間より早く登園した場合、30分単位で延長料金が発生します。

② 降園時

契約時間を越えた場合、30分単位で延長料金が発生します。

(2) 延長料金は30分500円です。

(3) タッチパネルの時間について

① タッチパネル上、契約時間を超えると、延長時間となります。

② 登園時、交通事情により保育開始時間より早く登園されても、保護者の方が保育開始時間まで保育される場合には、延長保育とはみなしません。その場合には、保育士にお子様をお預けになった時点でタッチパネル操作をお願いします。

③ 降園時、公共交通機関（バスを除きます）が事故等により遅くなった場合は、遅延証明をご提出下さい。証明された時間分を延長時間から差し引きます。タッチパネルは、実際にお迎えにいらした時間に操作して下さい。

※登園時間より早く登園した場合・降園時間を越えた場合は1分でも延長保育料が発生します。また、保育時間は7:30～20:30内とさせていただきます。

3. 駐車場について

保育園用の駐車場はございません。自転車・お車でお越しの方は、各自で近隣の駐車場をご使用ください。園の前などに停めないでください。（自転車のみ、送迎時は園の指定する場所に駐輪可とします。）

※保護者参加型の行事等の場合は、各自で近隣の駐輪場をご使用ください。
園の前などに停めないでください。

4. 給食について

(1) 通常、昼食代及びおやつ代は月極保育料に含まれます。

(2) 追加でお食事を申し込まれる場合は、

昼食 300円 (※月極契約時間外の追加の昼食)

補食または夕食 各 300円

の別途料金をいただきます。

追加補食・夕食は、当日 14 時までお申し込みを承ります。

5. 契約変更について

(1) ご契約日数・ご契約時間数の変更

ご契約日数及び時間数にご変更がございましたら、前月の 10 日（土日祝日の場合前営業日）までに変更届をご提出下さい。翌月 1 日付で変更とします。

(2) その他のご変更

ご住所等を変更されましたら、速やかに園までお知らせ下さい。同一市区町村内でのご変更の場合でも、変更後の住民票をご提出下さい。園より自治体へ報告義務がございます。お仕事先等、その他のご変更も、速やかに変更届にてご連絡をお願い致します。

(東京都内在住の方が、月極め保育対象となっておりますので、都外へお引越しされる場合は退園となります。)

6. 長期休暇について

(1) 連続して 14 日以上お休みされる時は、長期休暇届を前月の 10 日までにご提出下さい。休暇できる期間は最長で 2 ヶ月までです。

けが・病気等、急なことでやむをえない場合はご相談下さい。

(2) 休園時の月極保育料金

月極保育料は通常通り全額発生します。(在籍を確保する為)

※1 ヶ月まるまるお休みをする場合は、月極め契約を最短時間で契約変更することをお勧めします。(週 5 日 8 時間契約)

7. 退園について

退園日は、原則として月の末日とします。退園する月の 10 日（土日祝日の場合前営業日）までに退園届をご提出下さい。

※認可園が急遽決定した場合のみ、返金とさせていただきます。

○ 1 1 日～25 日までに退園届が出た場合は、翌月保育料を全額返金。

○ 26 日～末日までに退園届が出た場合は、翌月保育料を 50%返金。

(認可保育所の内定通知があり、10 日までに退園届が出せなかった場合のみ適用となります。)

8. きょうだい割引について

- (1) お子様の在籍中に、ごきょうだいが入園されますと、上の年齢のお子様の月極保育料が20%割引になります。上のお子様が先に入園されている場合、上のお子様に対する内容変更届けをご提出下さい。(入園料は割引対象外です。)
- (2) 下のお子様が進園されますと、上のお子様の月極保育料は通常料金となります。また、上のお子様が進園されて、下のお子様が残られる場合、下のお子様の月極料金は従前と変わりありません。

9. お持ち頂くもの

登園の際、以下の物のご用意をお願い致します。 ※全てお名前をご記入下さい。

(1) 0、1歳児クラス

《毎日持ってくるもの》

着替え上下2組(常時ロッカー)、着替え袋セット(昼食後の着替え上下1組)、エプロン2枚(昼食・おやつ用※プラスチック製の場合は1枚でOK。園でお預かりとなります。)、口拭きタオル3枚(月齢に応じて多めにお願いする場合があります。)
汚れものを入れるビニール袋(スーパーの袋)

《週に1度持ってくるもの》

バスタオル2枚、おねしょシート1枚(ゴム付きのもの サイズ120×70)
(お昼寝に使用。月曜持参、週末持ち帰り。)

《入園時またはその都度持ってくるもの》

紙おむつ、おしり拭き、お散歩靴(園用)、荷物を入れる布袋(エコバッグ等で可)

(2) 2歳児クラス

《毎日持ってくるもの》

着替え上下2組(常時ロッカー)、着替え袋セット(着替え上下1組)、エプロン1枚(昼食用)
(※プラスチック製の場合は園でお預かりとなります。)、お手拭きタオル2枚、紙おむつ(パンツ)、
汚れものを入れるビニール袋(スーパーの袋)

《週に1度持ってくるもの》

バスタオル2枚、おねしょシート1枚(ゴム付きのもの サイズ120×70)
(お昼寝に使用。月曜持参、週末持ち帰り。)

《入園時またはその都度持ってくるもの》

紙おむつ、おしり拭き、お散歩靴(園用)、荷物を入れる布袋(エコバッグ等で可)

(2) 3~5歳児クラス

《毎日持ってくるもの》

着替え上下2組(常時ロッカー)、着替え袋セット(着替え上下1組)、お手拭きタオル2枚、
パンツ、汚れものを入れるビニール袋(スーパーの袋)

《週に1度持ってくるもの》

バスタオル2枚、おねしょシート1枚(ゴム付きのもの サイズ120×70)
(お昼寝に使用。月曜持参、週末持ち帰り。)

パジャマ(布袋に入れて)

《入園時またはその都度持ってくるもの》

紙おむつ、おしり拭き、お散歩靴(園用)、荷物を入れる布袋(エコバッグ等で可)、歯ブラシセット(歯ブラシ・コップを布袋に入れて下さい。)

一時保育

1. 対象 生後 43 日目～就学前までのお子様
2. ご利用可能日 月曜日～土曜日
日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日までの6日間）は対象外です。
3. 保育時間 7：30～20：30
4. 保育料金
 - (1) 一時保育登録料
 - ① 登録日 登録の手続きを行った日
 - ② 登録料金 お一人 3,000 円で、年度内の有効です。
 - (2) 一時保育料 30分 500円
※給食料金は保育料に含まれません。
※予約時間を1分でも超えた場合は、延長料金が発生します。
(30分 500円)
 - (3) 給食料金 別途 昼食（または離乳食 1 回分） 300 円 ※ミルク含む。
※給食をお申し込みの方はおやつが含まれます。
おやつのみ 200 円
補食または夕食 各 300 円 かかります。

5. お支払い方法

- (1) 毎月または数ヶ月おきに継続してご利用の方は、原則として自動振替でお願いしております。手数料は弊社で負担します。ただし、入園のお手続きが終了するまでは、指定の期日までにお振込下さい。その場合の手数料はご利用者様負担となります。
手続きは 1～2 ヶ月かかります。手続きが完了したら、お手紙でお知らせします。
- (2) 1 ヶ月限り、または次回のご利用が不明の方は、指定の銀行口座へ期日までにお振込下さい。その場合の手数料はご利用者様負担となります。

6. お支払期日

- (1) 自動振替の場合
ご利用月の分のご請求書を、翌月 20 日付（20 日が土日祝日の場合は前営業日）で発行致します。その月の 26 日（26 日が土日祝日の場合は翌営業日） に自動振替されます。
- (2) お振込頂く場合
ご利用月の分のご請求書を、翌月 20 日付（20 日が土日祝日の場合は前営業日）で発行致しますので、その月の 26 日（土日祝日の場合は前営業日）までにお振込下さい。

7. ご利用手続き

(1) そろえて頂く書類

提出書類一覧表参照

(2) ご利用予約

必ず前日 17:00 までに、ご予約をお願いします。

ご予約状況によってはお断りする場合がございますが、あらかじめご了承ください。

ご利用のキャンセルも前日 17:00 までにお申し出下さい。(月曜ご予約頂いた場合のキャンセルは、前週土曜の 17 時までにお申し出下さい。) 時間までにご連絡のない場合、ご予約された時間相当分の保育料をご請求致します。

※当日、ご予約頂いたお時間よりも早いお迎えでも、ご予約分の保育料が発生致します。ご了承ください。

8. お持ち頂くもの

来園の際、以下の物のご用意をお願い致します。 ※全てお名前をご記入下さい。

(1) 0、1 歳児クラス

着替え(上下)、紙おむつ、おしり拭き、靴、ミルク(指定のものがある場合)、
哺乳瓶(必要なお子様のみ)、お手ふきタオル、バスタオル2枚、汚れものを入れる
ビニール袋

(2) 2 歳児以上クラス

着替え(上下)、紙おむつ(パンツ)、おしり拭き、お手拭きタオル、バスタオル2枚、
汚れものを入れるビニール袋

入園されてからの注意事項

○●登園について●○

- トイレ・おむつ替えは済ませた上で、登園して下さい。
- お子さまの様子、連絡事項を(連絡帳とともに)保育士にお伝え下さい。
- 食べ物・おもちゃの持ち込みは禁止です。
- 登園の時点で **37.5℃以上の熱**がある場合はお受けできません。外遊びができない状態のお子さまは、できるだけ自宅で療養させて下さい。
- ご両親が職場を離れる場合(出張など)は必ず登園時に所在をはっきりお知らせ下さい。連絡帳にもご記入下さい。
- 園で発熱が確認され、**38℃を超える**場合には連絡を入れさせていただきます。
- 登園時刻に変更が生じた場合には、**9時00分**までに必ず連絡をして下さい。
- 予防注射後当日の保育は原則的には、**受けられません**。
- 下記の伝染病疾患のために欠席し、治癒後に登園される場合には、必ず医師の許可(医師記入の治癒証明書等を持参)又は、登園届(保護者記入)を提出後お越し下さい。※治癒証明書・登園届は園の書式があります。(通院先の書式でも可能です。)HPからダウンロードも可能です。

提出書類	病名	潜伏期間	主な症状	予 防 接種
治 癒 証 明 書	インフルエンザ	1～3日	急な発熱、頭・のど・関節の痛み、鼻水が増え、咳がひどくなる。	有
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	2～3週間	耳の下の腫れと痛み。	有
	水痘(みずぼうそう)	2～3週間	身体に赤いポツポツができて、やがて水疱になり、かさぶたになる。	有
	麻疹(はしか)	10～12日	目やに、涙目、咳、高熱とともに全身に発疹がでる。	有
	風疹(3日はしか)	2～3週間	発熱、身体にあわ粒大のうすい発疹ができる。	有
	咽頭結膜炎(プール熱)	5～7日	発熱、目が赤い、のどが赤く腫れる。	
	流行性角結膜炎	1週間以上	涙目、目の充血、うみのような目やにが多くでる。	
	急性出血性結膜炎(アボロ病)	24～36時間	目の充血、白目に出血がある。	
	病原性大腸菌感染症(腸管出血性大腸菌感染症)	4～8日	腹痛、下痢、嘔吐、血便。	
	百日咳	1～2週間	特有な咳(コン、コン、コンコンヒュー)がだんだんとひどくなる。夜中は特にひどくなる。	有
	ウイルス性肝炎	4～7週間 40～180日	発熱、だるい、嘔吐、下痢。	
	結核	1～2か月	発熱、長く続く咳、痰。	有
	带状疱疹	2～3週間	身体に赤いポツポツができて、やがて水疱になり、かさぶたになる。	

提出書類	病名	潜伏期間	主な症状	予防接種
登園届	ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	1～3日	嘔吐、白っぽい水のような下痢がひどくなる。発熱・腹痛。	
	溶連菌感染症	2～4日	発熱、のどが赤く腫れる。やがて細かい発疹が全身にでる。腎炎になることがある。	
	手足口病	2～7日	手足と口の中に赤いポツポツができる。	有
	伝染性紅斑（りんご病）	7～18日	両頬が赤い。手の甲側の腕が赤い。	
	マイコプラズマ感染症	20日	しつこい咳、高熱が続く。	
	ヘルパンギーナ	2～7日	高熱、のどに水泡ができて痛い。	
	伝染性膿痂疹（とびひ）	1～2日	あせも、虫さされの掻き壊しからジュクジュク汁がでる。化膿した皮膚が次々と増える。	
	突発性発疹	1～2週間	突然の高熱、生後初めての発熱が多い。熱がさがるとともに全身に発疹がでる。	

〇●登園中の非常事態への対応について●〇

＜お子さまの病気・けがへの対応＞

- 登園中の発熱あるいは、下痢、嘔吐などがひどく、元気がないとき、けがをしたとき等にご連絡致しますので、送迎登録票で登録されている方がお迎えに来られるような体制をとって下さい。
- お子様に急病・けが（程度の軽いものを除きます）が発生した場合には、園で応急処置を行った上で保護者の方に連絡を取ります。原則として、すみやかにお子さまのお引き取りをお願い致します。
ただし、やむを得ない事情により、すみやかなお引き取りが難しい場合には、対応をご相談させて頂きます。なお、保護者の方と相談のうえ、または園の判断でお子さまに囑託医や救急医の診断・治療を受けさせることがあります。

保育園夢未来桜新町園 囑託医 ※令和2年度から変更予定

囑託医名	医療法人社団クレセント さくらが丘小児科クリニック 松村 有香
連絡先	住所 世田谷区桜丘 3-10-22 メディカルヴィレッジ桜丘 2F
	電話 03-3439-3077

- 既往症・持病のために主治医のいるお子様については、そちらに連絡をとり、処置をお願いすることもありますので、連絡先を保育士にお伝え下さい。
- 医療過誤、搬送中の事故の他、園側に過失なき事情による事故については責任を負いかねます。

＜地震・火災等への対応＞

- 地震・火災等が発生したときには、お子さまの身体の安全を最優先とし、迅速に安全な場所への誘導・避難を行います（毎月、避難訓練を実施します）。
- **第一避難場所：弦巻中学校**
- 津波の場合は行政の指示に従います。
- お子さまの身の安全の確保後、すみやかに保護者の方にご連絡致します。
- お子さまは登録の方のお迎えまでお預かり致しますが、当日の午前零時を過ぎても、お引き取り頂けない場合、ご連絡がつかない場合には、警察・公共機関への引渡し等を行うことがありますのであらかじめご了承下さい。

大地震にそなえて

家庭で確認しておきたいこと

- 普段から家庭の皆さんで、大地震の備えについて話し合っておきましょう。
- 保育園の避難場所（弦巻中学校）を覚えておきましょう。
- 地域の一時集合場所を覚えておきましょう。
- 大地震発生時や警戒宣言発令時に備え、園児を迎えに行ける人を決めておきましょう。

警戒宣言が出されたら

- 警戒宣言が出されると、テレビ・ラジオで放送されるとともに、市の防災無線やパトカー等でも広報されます。

警戒宣言が出されたら保育園では

- 保護者の皆様は、すみやかに園児をお迎えにきて下さい。
- お迎えはかならず「園児送迎者登録カード」に記載されている方をお願い致します。
- 園児はお迎えがあるまで保育園で保護致します。
- 電話でのお問い合わせは避けて下さい。**災害ダイヤル171**（171の次に園の番号）、ブロードバンド伝言版に伝言を残しますので、そのメッセージをご確認下さい。
- 警戒宣言が解除され安全が確保されるまでは、保育園は臨時休園になる場合があります。
- 放射能・大気汚染等でやむを得ない場合、または自治体から指示があった場合は、急遽お弁当や水筒の持参をお願いする場合があります。その際、給食費の返金は出来ませんので、ご了承下さい。

○●欠席・遅刻・早退●○

ご連絡は **保育園夢未来桜新町園 TEL：03-6432-6345**

- **欠席、遅刻をする場合は朝9時00分までに連絡をして下さい。**
- 早退する場合は、お迎えの時間を連絡帳に記入し、保育士にも直接お伝え下さい。登園後に早退が必要な事情が生じた場合は、電話連絡をして下さい。

○●降園について●○

- お迎えは、登録者（送迎者登録票記入者）に限らせて頂きます。
- 降園時間に変更が生じる場合は、必ずご連絡下さい。予定していたお迎えの時間を過ぎてもお迎えの方がおいでにならない場合には、緊急連絡先等に連絡をさせていただきます。保護者と連絡がつかない場合には、警察に届け出る等の処置をさせていただきますので、ご了承ください。
- 汚れ物は適時、お持ち帰り下さい。（各自布袋に入れてお返し致します。）

○●給食について●○

- ◎ 給食に関しては、当園の調理室にて調理して提供致します。
- 当園では、安全な食材を使用した、手作り給食を実施しております。除去食のある方は、医師の指示書を添えてお申し出下さい。給食開始までに保護者の方と面談させていただきます。

園の給食の栄養について

☆給食の栄養量

年齢 \ 栄養	エネルギー	たんぱく質	脂 肪
乳児（1・2歳児）	520kcal	17g	14g
幼児（3・4・5歳児）	560kcal	17g	14g

◇保育園の給食は、昼食とおやつを合計した栄養量です。

◇乳児は一日分の50%、幼児は約40%の割合で供給することになっています。

☆一日の栄養割合

乳児

区 分	家 庭	保 育 園			家 庭
	朝 食	おやつ	昼 食	おやつ	夕 食
割 合	25%	50%			25%

幼児

区 分	家 庭	保 育 園		家 庭
	朝 食	昼 食	おやつ	夕 食
割 合	30%	40%		30%

◇献立表は、毎月配布しますので、家庭での参考にして下さい。

※都合により、献立を変更する場合がありますので、ご了承ください。

○●薬について●○

薬は、原則的にお預かりが出来ません。保護者の方が登園して与えて頂くか、止むを得ない理由で保護者の方が登園できない場合、保護者と園側が話し合い、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため別紙、投薬に関する注意事項を確認の上、「薬・依頼書」に必要事項を記載して頂き、薬に添付して保育園に手渡して頂きます。

投薬に関する注意事項

1. お子さまの薬は、本来は保護者が登園して与えて頂くものですが、緊急止む得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって投薬いたします。この場合は万全を期するため「薬・依頼書」に必要事項を記載して頂き、薬に添付して必ず担任または職員に直接手渡して頂きます。
2. 薬は、お子さまを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
3. 保護者の方の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な「指示書」と「薬・依頼書」を添付して下さい。なお使用にあたっては、その都度保護者の方に確認のご連絡を致しますのでご了承下さい。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断が出来ませんので原則的にはお預かり致しませんが、特別な症状「発作がおこったら…」等には具体的な医師からの「指示書」と「薬・依頼書」を添付し、口頭にて担当職員に「指示書」内容を伝えてお渡し下さい。なお投薬時にはその都度保護者の方にご連絡することになりますのでご了承下さい。
7. 慢性の病気（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、新保育所保育指針によって、子どもの主治医または嘱託医の指示に従うと共に、相互の連携を必要としますのでご相談下さい。
8. 持参する薬についてのお願い
 - ① 医師が処方した薬には必ず「調剤情報提供書」を添付し「薬・依頼書」記入して下さい。なお複数の薬がある場合は、それぞれの「調剤情報提供書」を添付して下さい。
 - ② 使用する薬は一回ずつに分けて、当日分のみご用意して下さい。なお複数回の場合には一回の投薬分ずつでお願いします。
 - ③ 袋や容器、または貼り薬（ホクナリンテープ、湿布など）にはお子さまの名前を記載して下さい。
9. 主治医の診察を受けるときは、お子さまが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用が出来ないことをお伝え下さい。

保育園夢未来 桜新町園 規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この園規則は、保育園施設運営についての、事業内容、運営方針、管理体制等組織の基本的事項を定める。

2 本園は、児童憲章を活かし、児童福祉法に基づいた保育事業を実施することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本園は、「保育園夢未来桜新町園」と称する。

(所在地)

第 3 条 保育園夢未来 桜新町園を東京都世田谷区弦巻 3-9-9 に置く。

2 本園の本部を、東京都千代田区神田駿河台 1-7-10YK 駿河台ビル 5 階に置く。

第 2 章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第 4 条 本園には、次の職員を置く。

(1)	園 長	1 名
(2)	保 育 士	11 名
(3)	栄 養 士	2 名
(4)	調 理 員	1 名
(5)	嘱 託 医	1 名
(6)	非常勤保育従事者	4 名

(職員の資格)

第 5 条 保育士については、児童福祉法第 18 条の 6 に定める保育士となる資格を有し、同法第 18 条の 18 による登録を受けている者とする。

2 前条の該当者の内、栄養士、調理師、嘱託医は職種に応じた国家資格を有する者であることとする。

(職務分掌)

第 6 条 職員は、次の職務を担当する。

(1)	園 長	保育園夢未来 桜新町園を代表して、事業について本部に提案し、業務に関して本部に報告すること。 職員を指揮監督すること。
(2)	保 育 士	児童の保育に関すること。
(3)	栄 養 士	給食の献立に関すること。 調理及び給食の指導に関すること。
(4)	調 理 員	調理及び給食に関すること。
(5)	嘱 託 医	児童の健康管理に関すること。
(6)	非常勤保育従事者	保育士の職務を補佐すること

2 園長は前項各号によらない業務であっても必要に応じて業務を担当させることができる。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を行なわなければならない。

2 職員は、児童虐待防止法（平成12年、法律第82号）第5条に基づき、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めることとする。

(個人情報の取扱)

第8条 職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年、法律第57号）及びその他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第 3 章 定員等

(定員)

第9条 保育園夢未来桜新町園の通所児童の定員は40名とし、その内訳は次の各号とする。（平成30年度）

(1) 0歳児	13名
(2) 1歳児	15名
(3) 2～5歳児	12名

(対象年齢)

第10条 保育園夢未来桜新町園の保育年齢は生後43日目から5歳児までとする。

第 4 章 入園及び退園

(入園)

第11条 本園に入園を希望する者は、「入園のご案内」に定めた提出書類一覧に記載されている書類に必要事項を記入して、園長に提出しなければならない。

2 入園希望者が、入園手続を終了し、「保育利用契約書」を園と取り交わした時点で契約は成立する。

3 保育利用契約の変更については、「入園のご案内」の定めるところによる。

(退園)

第12条 園児・親権者の都合により退園を希望する場合には、月の末日を退園日とし、退園する月の10日までに解約合意書を取り交わして退園することができる。（除籍）

第13条 本園は、以下の場合には文書で親権者に通知することにより、保育利用契約を解除することができる。

(1) 親権者が保育料等を理由なく1ヶ月以上滞納した場合

(2) 入園時に提出した書類に虚偽の記載があった場合

(3) 親権者が本園または他の利用者に対して、重大な背信行為を行ったと園長が判断した場合

(4) 閉所や休所などやむを得ない事情がある場合（ただし、園は親権者に対し理由を文章で明示した上、口頭で説明し、かつ十分な予告期間をおくものとします。）

第 5 章 入園園児の処遇

(平等の原則)

第 1 4 条 本園は、園児又はその親権者の国籍、信条、社会的身分若しくは性別等によって差別的取扱いをしない。

(保育料等)

第 1 5 条 親権者は、入園料、月極保育料、一時保育登録料、その他保育サービスの対価を、「保育利用契約書」・「重要事項説明書」・「入園のご案内」に従い支払う。

- 2 契約内容の変更等により保育料等の精算が必要な場合または本園の責に帰すべき事由により保育を提供できなかったときを除き、本園が一旦受領した前項所定の保育料等は、返還しない。

(開園日・開園時間)

第 1 6 条 開園日は月曜日から土曜日とする。

- 2 開園時間は、7時30分から20時30分とする。

(延長保育)

第 1 7 条 本園は、保育利用契約にて定められた利用時間を超えて利用される時間を延長保育として、「入園のご案内」に記載の条件に基づいて保育を実施する。

(一時保育)

第 1 8 条 本園は、「入園のご案内」に基づいて一時保育を実施する。

(登園・降園)

第 1 9 条 園児の登園・降園（早退時を含む、以下同じ）には、予め園に所定の送迎者登録票を届け出した近親者等（以下、「届出のある保護者」といいます。）が付き添うものとする。

- 2 降園の際の園児の引き取りは届出のある保護者に限定するものとし、園は届出のある保護者以外の方による園児の引き取りを拒むことができる。また、園は届出（送迎者登録票）のある保護者の方に園児を引き渡したことから発生するいかなる事態についても責任を負わないものとする。

(休園日)

第 2 0 条 本園の休園日は次の通りとする。なお、伝染病等の発生により感染のおそれのあるときは、園長は、学校保健法に基づいて休園又は登園の停止を命じることができる。

- (1) 日曜日、祝祭日
- (2) 12月29日より1月3日まで

(長期休暇)

第 2 1 条 園児が連続して14日以上欠席するとき（以下、長期休暇という）は、親権者は、前月の10日までに長期休暇届を本園に提出しなければならない。長期休暇できる期間は、最長2ヶ月までとする。

- 2 長期休暇に変更が発生する場合は、親権者は、長期休暇届を本園に再提出しなければならない。
- 3 長期休暇については、前項、前々項による他「入園のご案内」でこれを定める。

(注意事項)

第22条 本園に関する注意事項の詳細は、本規則に定める他、「入園のご案内」による。

(保健と安全)

第23条 本園は、園児の健康管理を定期的に行い、災害及び事故に対する万全の対策を確保する(「重要事項説明書」に基づき、健康診断、身体測定、避難訓練等を行う)。

(虐待等の禁止)

第24条 職員は園児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他以下のような児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- 1、 殴る蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為
- 2、 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為、及び適切な休息時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- 3、 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりして叱ること
- 4、 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- 5、 食事を与えないこと、及び園児の食欲を考慮せず食事を無理強いすること
- 6、 園児の年齢、及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- 7、 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って心理的苦痛を与えること
- 8、 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- 9、 性的嫌がらせをすること
- 10、 当該園児を無視すること

(保護者との連携)

第25条 本園は、保護者と緊密な連携を保ち、よりよい園運営と保育の内容を提供する。

(地域との連携)

第26条 本園は、地域交流、保育充実、また職員の意識向上を図る為、ボランティアの受け入れを行う。その際は、検便(細菌検査)の提出を義務付け、個人情報の取り扱い職員同様とする。(第8条と同様)

附則

(管轄裁判所)

第1条 この規則に関する紛争の第一審の裁判管轄は、東京地方裁判所とする。

(制定及び改廃)

第2条 この規則の制定または改廃権限は、代表取締役役に帰属する。

(施行)

第3条 この規則は、改訂日から施行する。

以 上